

平成 29 年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成30年3月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長に提出するものである。

平成30年3月

瀬戸内市監査委員 小野 和 倫

同 馬場 政 教

目 次

	ページ
第1 基準に準拠している旨	1
第2 監査の種類	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の着眼点	2
第5 監査の主な実施内容	2
第6 監査の実施場所及び日程	3
第7 監査の結果	3
1 一般社団法人瀬戸内市観光協会	3

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（平成28年瀬戸内市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項）

第3 監査の対象

1 社会福祉法人 閑谷福祉会

(1) 指定管理料（瀬戸内市地域生活支援センタースマイル）

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成24年10月1日～29年3月31日

29年4月1日～34年3月31日

イ 指定管理料（直近5か年度）

平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(予定)
9,280,180円	19,316,055円	17,279,800円	6,770,339円	6,770,339円	6,770,000円

(2) 地域生活支援事業センター I 型事業補助金

ア 趣旨

障害者又は障害児が有する能力及び適正に応じ、地域での自立生活及び社会参加を促すための活動支援について、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

イ 地域生活支援事業センター I 型事業補助金

平成27年度	28年度	29年度(予定)
10,488,380円	8,872,810円	10,800,000円

2 一般社団法人瀬戸内市観光協会

(1) 指定管理料

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成21年4月1日～26年3月31日

26年4月1日～29年3月31日

29年4月1日～32年3月31日

イ 瀬戸内市観光センター指定管理料（直近5か年度）

平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(予定)
5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円

ウ 牛窓海遊文化館指定管理料（直近5か年度）

平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(予定)
4,800,000円	4,800,000円	4,800,000円	4,800,000円	4,800,000円

(2) 瀬戸内市観光協会補助金

ア 趣旨

市内主要観光地の整備拡充を図り、観光資源の開拓と観光客の誘導・観光宣伝に努めるため補助金を交付するものである。

イ 瀬戸内市観光協会補助金（直近5か年度）

平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(予定)
10,000,000円	11,629,000円	11,629,000円	11,629,000円	11,629,000円

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所
平成29年12月4日(月)	瀬戸内市地域生活支援センタースマイル (社会福祉法人 関谷福祉会)	瀬戸内市役所 3階会議室
30年1月11日(木)	一般社団法人瀬戸内市観光協会	

第7 監査の結果

1 一般社団法人瀬戸内市観光協会

(1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの及び適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 指定管理者の事業報告書の提出及び契約履行の検査について

市は、一般社団法人瀬戸内市観光協会（以下「観光協会」という。）を指定管理者として、瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館の二つの施設の管理を行わせている。そして、瀬戸内市観光センターに係る指定管理料として年間500万円、牛窓海遊文化館に係る指定管理料として年間480万円を支払っている。

瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸内市条例第67号）第5条の規定によると、指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する管理業務の実施状況及び利用状況、使用料又は利用に係る料金の収入の実績、管理に係る経費の収支状況等を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならないとされている。

また、瀬戸内市観光センター指定管理者基本協定書第10条及び牛窓海遊文化館指定管理者基本協定書第10条の規定によると、観光協会は、毎年度終了後60日以内に、管理業務の実施状況及び利用状況、使用料又は利用に係る料金の収入の実績、管理に係る経費の収支状況等を記載した事業報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならないとされている。つまり、瀬戸内市観光センター及び牛窓海遊文化館は、それぞれ事業報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならないこととされている。

さらに、瀬戸内市契約規則（平成16年瀬戸内市規則第50号）第54条第1項第1号によると、相手方が契約の給付を完了したときは、必要な検査をしなければならないとされており、同規則第55条第1項によると、検査を完了したときは、検査調書を作成して、市長に報告し

なければならないとされている。

しかし、観光協会は、28年度について、観光協会の本会計、瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館の三つを区分せずにまとめた収支報告書を市に提出しており、瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館の指定管理料の収支内訳が確認できない状態となっていた。

また、市は、観光協会に対して、瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館に区分した収支報告書の提出を求めずに、それぞれの検査調書を作成していた。

したがって、観光協会が瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館に区分した収支報告書を提出していないことは、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、瀬戸内市観光センター指定管理者基本協定書及び牛窓海遊文化館指定管理者基本協定書に違反していると認められる。

また、市が、瀬戸内市観光センター、牛窓海遊文化館に区分した収支報告書の提出を求めずに検査調書を作成していたことは、適正を欠く事項では是正する必要があると認められる。

(イ) 補助金の実績報告及び補助金の額の確定について

市は、観光協会に対して、瀬戸内市補助金等交付規則（平成16年瀬戸内市規則第44号）に基づき、4月1日から3月31日までを事業期間とする補助金を、平成25年度は1000万円、26年度以降は1162万9000円交付している。

同規則第17条の規定によると、補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に、補助事業等の実施状況を記載した実績報告書に収支決算書等を添えて市長に提出しなければならないこととなっている。

さらに、同規則第18条によると、市長は、実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により当該補助事業者等に対し通知することとなっている。

しかし、観光協会は、25、26、27、28各年度については、実績報告書を市に提出しておらず、市は、観光協会に対して実績報告書の提出を求めたり、額の確定を通知したりしていなかった。さらに、28年度分については、観光協会が指定管理者となっている瀬戸内市観光センター及び牛窓海遊文化館に係る収支が混在した収支報告書だけを提出していて、補助金の支出が確認できない状態となっていた。

したがって、観光協会が実績報告書等を提出していなかったこと、市が実績報告書等の提

出を求めていなかったこと、額の確定を通知せずに補助金を支出していたことは、瀬戸内市補助金等交付規則に違反していると認められる。